

## － UCカード会員規約 －

下記の通り記載事項を改定いたします。（改定する箇所のみを記載）  
 なお、本改定は改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

### 個人用

	現行版	改定版
①	<p><b>第10条(退会及びカードの利用停止と返却)</b>                      第2項                      (中略)</p> <p>(カ) 本人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。</p>	<p><b>第10条(退会及びカードの利用停止と返却)</b>                      第2項                      (中略)</p> <p>(カ) 本人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。</p> <p>(ヨ) 本人会員が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。</p>
②	<p><b>第26条(支払停止の抗弁)</b>                      (中略)</p> <p>(イ) 商品、権利又は役務の提供がなされないこと。</p> <p>(ロ) 商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)があること。</p> <p>(ハ) 商品、権利又は役務の提供について、その他加盟店に対して生じている事由があること。</p>	<p><b>第26条(支払停止の抗弁)</b>                      (中略)</p> <p>(イ) 商品、権利又は役務の提供がなされないこと。</p> <p>(ロ) 商品の破損、汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。</p> <p>(ハ) 商品、権利又は役務の提供について、その他加盟店に対して生じている事由があること。</p>

### 法人用

	現行版	改定版
①	<p><b>第10条(退会及びカードの利用停止と返却)</b>                      第2項                      (中略)</p> <p>(ワ) 法人会員又はカード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からの連絡が困難と判断した場合。</p>	<p><b>第10条(退会及びカードの利用停止と返却)</b>                      第2項                      (中略)</p> <p>(ワ) 法人会員又はカード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からの連絡が困難と判断した場合。</p> <p>(カ) カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。</p>

## コーポレート用（会社主債務）

	現行版	改定版
①	<p>第11条(退会及びカードの使用取消と返却) 第2項 (中略) (カ) カード使用者が死亡した場合。</p>	<p>第11条(退会及びカードの利用停止と返却) 第2項 (中略) (カ) カード使用者が死亡した場合。 (ヨ) カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。</p>
②		<p>(以下文言を追加)</p> <p>《カードの不発行に関する特約》 当社は、UCコーポレートカード会員規約・カード使用者規約(会社主債務用) (以下、「会員規約」と称します)第1条に定める法人会員が希望する場合、会員規約第4条1項の定めにかかわらず、カードを発行することなく、カード情報のみを法人会員に通知して、当該カード情報をカードと同様に利用することを認める場合があります。この場合、会員規約及び当社と法人会員が締結する契約書等において「カード」とある条項は、原則として「カード情報」と読み替えて適用します。</p>

## コーポレート用（個人主債務）

	現行版	改定版
①	<p>第11条(退会及びカードの使用取消と返却) 第2項 (中略) (カ) カード使用者が死亡した場合。</p>	<p>第11条(退会及びカードの利用停止と返却) 第2項 (中略) (カ) カード使用者が死亡した場合。 (ヨ) カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。</p>